様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　2025年　6月10日    　　経済産業大臣　殿    （ふりがな）かぶしきかいしゃ　いのうえこうさくしょ  　一般事業主の氏名又は名称 株式会社　井上工作所  （ふりがな） いのうえ　たくいち  （法人の場合）代表者の氏名　井上　卓一  住所　〒639-0242  奈良県香芝市北今市４丁目323番地の1  法人番号　1150001012375  　情報処理の促進に関する法律第３１条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 自社ホームページ・ＤＸの取り組み | | 公表日 | 2025年　6月10日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公表方法：自社ホームページ・ＤＸの取り組み  公表場所：<https://www.inoue-kousakusyo.com/dx>  記載ページ：「井上工作所・ＤＸの取り組み.PDF)」  ：P.2 「ビジョン/トップメッセージ」 | | 記載内容抜粋 | 当社は「デジタル技術を活かし、お客様から信頼されるものづくり企業」をビジョンとして掲げ、ITやAIなどのデジタル技術を活用して、業務の効率化や品質の安定化、社内外の連携強化を図り、お客様視点での新たな価値創出を目指してまいります。  経営ビジョンを実現するために、デジタル技術の活用方向性は以下の通りです。  ①お客様対応力の強化 ：顧客情報や業務データの一元管理やモバイル端末のデータ連携等により、受発注や営業対応を迅速かつ正確に行い、顧客満足の向上を図ります。  ②業務効率化と品質向上：勤怠や生産・品質情報のデジタル化により作業効率と品質を改善し、生成AIの活用で事務作業も効率化し生産性の高い環境を実現してまいります。  ③DX人材育成とITリテラシ‐向上：社内外の研修を通じ、実践的なデジタルスキルの習得を支援し、デジタル活用を全社的に推進してまいります。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 2025年5月取締役会において承認済み。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 自社ホームページ・ＤＸの取り組み | | 公表日 | 2025年　6月10日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公表方法：自社ホームページ・ＤＸの取り組み  公表場所：<https://www.inoue-kousakusyo.com/dx>  記載ページ：「井上工作所・ＤＸの取り組み.PDF)」  ：P.4 「ＤＸ戦略」 | | 記載内容抜粋 | ■ＤＸ推進による生産性の向上  ▼基幹システムの構築、データ連携等による業務効率化　・顧客管理データのシステム化による一元化により、見積書・納品書・請求書作成から発行までの業務工数削減に活用する。  ・顧客EDIなど他システムとのデータ連携により管理工数削減に活用する。  ・勤怠管理システム導入によるデータベース化で給与システムとの連携を図り、業務工数削減に活用する。  ▼現行システムの活用方法の改善  ・受注生産管理システムの入力情報の充実化により工程や納期等の管理精度の向上に活用する。  ・製品良否サンプル等のデータ蓄積により、そのデータをもとに工程内品質管理レベルの向上に活用する。  ・営業ツールのＩＴ化（モバイル機器の充実化、社内データベースとの連携など）により商談効率など顧客サービスの向上に活用する。  ▼生成AI等を活用した業務効率化  ・生成ＡＩ等のツールを社内外文書（規程、契約書等）の作成や情報収集等の作業効率改善に活用する。  ■ＤＸ人材の育成  ▼ＤＸおよび生成ＡＩ等の研修の実施  ・職種に応じた教育（外部講習会含む）を実施する。  ▼ＤＸ活用事例の共有化・勉強会の実施  ・Microsoftアプリやクラウドサービスなど社内外での活用方法など相互共有や勉強会を実施する。  ▼外部業者との協業プロジェクトの実践  ・新規ＤＸ化プロジェクトの実務を通じて、知識習得および経験値アップを図る。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 2025年2月度経営会議を経て取締役会にて承認済み。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 「井上工作所・ＤＸの取り組み.PDF)」：P.3 「ＤＸ推進体制」 | | 記載内容抜粋 | 株式会社井上工作所代表取締役を推進総括責任者とし、その直下のＤＸ推進担当（ＤＸ推進部長）が実務責任者として全社ＤＸ戦略の企画・推進を目的に組織し運営しております。本組織では各部門の業務担当者を実務推進担当としてメンバーにしております。  社内外の研修に加え、社外とのパートナーとも連携しながら、デジタル技術やセキュリティに関する知見を持つ人材の育成・確保をしてまいります。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 「井上工作所・ＤＸの取り組み.PDF)」  ：P.4 「ＤＸ戦略」 | | 記載内容抜粋 | 顧客管理のデータベースの構築、製品品質良否サンプルのデータベースの構築、従業員勤怠情報のデータベース化、営業ツール（モバイルＰＣやタブレット等）の整備等の実施。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 自社ホームページ・ＤＸの取り組み | | 公表日 | 2025年　6月10日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公表方法：自社ホームページ・ＤＸの取り組み  公表場所：<https://www.inoue-kousakusyo.com/dx>  記載ページ：「井上工作所・ＤＸの取り組み.PDF)」  ：P.5 「ＤＸ推進の成果指標」 | | 記載内容抜粋 | ■プロセス分析した業務件数に対する改善・自動化・システム化した件数  ■業務プロセスの見直しとデジタル化による労働時間の削減  ■ＤＸ推進によって実現した管理・コスト削減  ■新規顧客からの売上割合 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2025年　6月10日 | | 発信方法 | 発信方法：自社ホームページ・ＤＸの取り組み  公表場所：<https://www.inoue-kousakusyo.com/dx>  記載ページ：「井上工作所・ＤＸの取り組み.PDF)」  ：P.2 「ビジョン/トップメッセージ」 | | 発信内容（抜粋） | トップメッセージとして、以下の内容を発信しております。  株式会社井上工作所は、「お客様の要望に全力で応えることで、『ものづくりの感動』と『それに関わる人々の幸せ』に貢献する」という経営理念のもと、品質と技術の向上に挑戦し続けております。  近年、AI・IoTをはじめとする情報処理技術の進化や、サプライチェーンのグローバル化、環境・社会課題への対応といった急激なビジネス環境の変化により、お客様のニーズもこれまで以上に多様化・高度化し、迅速かつ柔軟な対応力とデータを活用した価値創出が不可欠であると認識しております。  このようななか、当社は「デジタル技術を活かし、お客様から信頼されるものづくり企業」をビジョンとして掲げ、ITやAIなどのデジタル技術を活用して、業務の効率化や品質の安定化、社内外の連携強化を図り、お客様視点での新たな価値創出を目指してまいります。  経営ビジョンを実現するために、デジタル技術の活用方向性は以下の通りです。  ①お客様対応力の強化 :顧客情報や業務データの一元管理やモバイル端末のデータ連携等により、受発注や営業対応を迅速かつ正確に行い、顧客満足の向上を図る。  ②業務効率化と品質向上:勤怠や生産・品質情報のデジタル化により作業効率と品質を改善し、生成AIの活用で事務作業も効率化し生産性の高い環境を実現する。  ③DX人材育成とITリテラシ‐向上:社内外の研修を通じ、実践的なデジタルスキルの習得を支援し、デジタル活用を全社的に推進する。  今後も柔軟で迅速な対応力を備えた体制づくりを進め、より高い価値をお客様に提供してまいります。  株式会社井上工作所  代表取締役　井上　卓一 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年　11月頃　～2025年　3月頃 | | 実施内容 | 「ＤＸ推進指標」による自己分析を実施しＩＰＡ入力サイトにて提出済みです。重ねて自己診断フォーマットを添付させていただきます。  代表取締役社長が今後成長を果たすうえでデジタル技術の積極的な活用が不可欠と判断し、ＡＩをはじめ技術動向やこれまで導入したシステムやＩＴ機器等の現状把握をベースに主導的に定例会議等を通じて課題を共有するとともに対応策を協議しました。  把握した主な課題は以下の通りです。（添付「参考：定例会議資料」参照）  ●ＩＴ人材、体制の脆弱性  ●ＩＴシステムおよび各種データの整備、活用  ●ＩＴインフラの整備、活用  ●ＩＴ分野への投資拡充および整備 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年1月頃　～継続実施中 | | 実施内容 | SECURITY ACTION制度に基づき、2つ星の自己宣言を完了しております。  （自己宣言ID: 41038853991）  サイバーセキュリティに関する対策の方針として「情報セキュリティ基本方針」を策定し公表しております。  <https://www.inoue-kousakusyo.com/security>  対策としては、ファイアーウォール機器やメールセキュリティシステムの設置や各PCへのウイルス対策ソフトのインストール、外部媒体の利用制限等を実施しております。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。